## ○ 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)

定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。 次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規

	第百六十六条 去第二百九条第九号こ見定する内閣符合で定める場合 (外国保険会社等の届出事項等) [2〜6 略] 「十六〜十八 略]		改正後
上同規国三の上別に険ニ	第百六十六条 「司上」 (外国保険会社等の届出事項等) (外国保険会社等の届出事項等) (外国保険会社等の届出事項等) (外国保険会社等の届出事項等)		改正前

(届出事項)	[2~5 略] [1~十一 略]	定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。第二百十一条の五十五 法第二百七十二条の二十一第一項第六号に規(届出事項等)	(届出事項) 第二百十条の十四 [略] 2 法第二百七十一条の三十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 [一〜七 略] 川 削除
(届出事項)	[2~5 同上] [2~5 同上] [1~十一 同上]	に規(第二百十一条の五十五(同上)(届出事項等)	(届出事項) (届出事項) (届出事項) (届出事項) (届出事項) (同上] (同上] (同上] (同上] (同上] (同上] (同上] (同上]

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	3 [略]			[号を削る。]	[一~七 略]	める場合は、次に掲げる場合とする。	2 法第二百七十二条の四十二第二項第八号に規定する内閣府令で定	第二百十一条の八十六
	3 [同上]	社である少額短期保険業者において縦覧を開始した場合	により作成した書類について、当該少額短期保険持株会社の子会	八 少額短期保険持株会社が法第二百七十二条の四十第一項の規定	[一~七 同上]		2 [同上]	第二百十一条の八十六 [同上]